

第 1037 回 高知市教育委員会 5 月定例会 議事録

1 開催日 平成 21 年 5 月 26 日(火)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 36 号 高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 37 号 平成 22 年度使用高知地区中学校教科用図書調査研究方針の決定並びに高知地区教科用図書採択協議会への諮問について

4 報告

- ・ 平成 21 年 6 月市議会補正予算提出予定案件の概要について
- ・ 平成 21 年度教育委員会事務の点検・評価について
- ・ 新型インフルエンザの対応について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	佐々木 正 彦
	生涯学習課長	大 崎 徹 三
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	学校教育課指導主幹	今 西 和 子
	学校教育課人事班長	松 下 整
	学校教育課指導主事	溝 渕 隆 彦
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 21 年 5 月 26 日(火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 05 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 2 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1037 回高知市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

では、議案審査に入ります。日程第 2 市教委第 36 号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯教育課長

生涯教育課長の大崎です。

市教委第 36 号について説明させていただきます。公民館運営審議会委員については、社会教育法第 29 条の規定を受けて設置しております。また、高知市立公民館条例の第 5 条に基づき、高知市立公民館運営審議会を設置し、委員を委嘱しておりますが、今回の委嘱につきましても、任期満了に伴い委員を委嘱するものでして、委員 11 名中 8 名の委員については再任、3 名の委員については新たに委嘱するものでございます。委員定数は 12 名以内となっております。今回の委嘱は前回と同じ 11 名の委嘱を予定しております。

任期につきましても、高知市公民館条例第 5 条により 2 年間と定められておりまして、平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までとなっております。

委員の男女比率につきましても、委員 11 名中、女性の委員は 3 名となっております。率としては 27 パーセントです。目標率 40 パーセントには達しておりませんので、今後とも努力していきたいと考えております。

以上です。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 36 号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 36 号は原案のとおり決しました。

続いて、日程第 3 市教委第 37 号「平成 22 年度使用高知地区中学校教科用図書調査研究方針の決定並びに高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡です。

平成 22 年度に使用する中学校教科用図書採択関係について説明させていただきます。

昨年小学校において採択がありました。今年度は、中学校教科用図書採択の年にあたっており、中

学校の9教科、16種目について、教育委員会において7月には採択の決定をお願いすることになります。

その採択について文部科学省からは、平成22年度使用中学校教科用図書のうち、社会の歴史的分野以外には、新たに文部科学省の検定を受けたものがないことから、社会の歴史的分野以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続きの一部を簡略化することも可能であることが示されております。

本日は、採択事務の簡略化について説明して、今年度の採択に関して平成22年度使用高知地区中学校教科用図書調査研究方針の決定をいただきますとともに、高知地区教科用図書採択協議会への諮問、更には、社会の歴史的分野以外の簡略化の方針について審議いただくようお願いいたします。

ご審議いただく前に、本年度の教科書採択の背景について説明いたします。お手元の資料、1ページをご覧ください。「平成20年度以降の学習指導要領・教科書検定等のスケジュール」というものです。

中学校では、平成24年度から新学習指導要領が全面実施されることになっており、それに合わせて新しい教科書が作られます。そのため、平成22年度に中学校教科用図書の選定が実施され、それを受けて23年度に採択が行われます。本年度の採択に当たっては、自由社の歴史以外に、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書が作成されておられません。本年度採択する教科書は、自由社の歴史以外は、平成17年度に検討したものと同様のものであり、22・23年の2年間のみ使用する教科書となります。ですから、新たに23年に採択がございますから、22・23年は簡略化をいたしたいということでございます。

次に2ページ目をご覧ください。平成22年度使用中学校教科用図書採択についての案でございます。先ほど申し上げたような背景から本年度は、社会の歴史的分野のみ調査研究委員会を開催します。社会の歴史的分野以外は、平成17年度に調査研究委員会から報告していただいた内容、報告を基に高知地区教科用図書採択協議会で2回程度の審議を行いたいと考えます。つまり、社会の歴史的分野は表でいうと、①の諮問、②の委任、③の報告をいただき、⑤の答申を経て⑥の採択という手順になりますが、社会の歴史分野以外は、①の諮問をしますと、④の報告は既にもらっていますので、⑤の答申を経て、⑥の採択という流れで事務を行いたいと考えております。

参考までに、他の四国の各市に確認したところ、松山市、高松市、徳島市の社会の歴史的分野については、調査研究委員会を2回程度行い、他の教科については、先ほど申しましたように簡略化することによってございました。

以上のことから、本年度は、採択事務の一部を簡略することにつきまして、ご検討、ご了承いただきたいと思っております。

次に、資料3ページをご覧ください。ここに高知地区教科用図書採択協議会規則を載せております。本市は、市単独の高知採択地区となっておりますので、採択については独自で定めることが可能でございます。その仕組みは、まず、教育委員会から採択協議会に調査研究の諮問をいたします。採択協議会の委員は、教育公務員、学識経験者、保護者、事務局職員で構成され、今回は12名程度になろうかと思えます。採択協議会において、簡略化することがご承認いただければ、前回の平成17年度の調査研究委員会からの資料を基に検討を行い、3種を選定し教育委員会への答申された後、教育委員会において採択するという流れを考えています。

今年度の採択に当たっては、教育委員会から採択協議会に対し、種目ごとに3種を選定するよう諮問することについてご協議をお願いいたしたいと思えます。

次に、4ページをお開けください。高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則を載せております。本年度は、社会の歴史的分野において、調査研究委員会を開催したいと考えています。

最後に資料5ページです。平成22年度高知地区中学校教科用図書調査研究方針案でございます。平

成 14 年度から現行の学習指導要領となっていますので、今回の中学校教科用図書の調査研究方針もこれまでの方針を踏襲したいとしておりまして、5 点を挙げています。この調査研究方針で良いかについてご検討をお願いします。

以上 3 つの内容について、ご審議をいただきたくよろしくお願ひいたします。

澤田委員長

この件に関して、質疑等に移ります。

まず、従来と著しく異なっている点がありますか。

学校教育課長

まず、昨年小学校でやっていただいておりますので、簡略化についてはご存知のことと思います。今回も歴史的分野以外は、その簡略化でやっていきたいと考えますので、このことについてご了承をいただきたいというのが 1 点でございます。

次に、中学校の社会科の歴史的分野におきましては、自由社というところが、新たに教科書を作成して、文部科学省の検定に合格しました。ですから、この自由社を入れて、委員 5 人で構成する高知地区中学校教科用図書調査研究委員会において歴史的分野の内容をもっと細かく、自由社を含めて調査研究していただくということになります。それを採択協議会へ資料として報告書を提出していただきまして、そこで 3 種選定の中に入るか、入らないか、ここが大きなポイントになります。入らなければ、前と同様の形になろうかと思ひます。

小学校はすべて簡略化であったものが、今回の中学校は自由社が入ったために、社会の分野のみ調査研究委員会を作り審査するというのが違ってあります。

なお、2 年後の中学校教科用図書の採択に当たっては、すべての教科で調査研究委員会を作り、簡略化なしでやらないといけない状況になると思ひます。

岡村教育次長

新しく自由社の教科書が文部科学省の検定を通過しております。この自由社の新しい歴史というのは、今、裁判沙汰になっておるようですが、前回に出てきておりました扶桑社から分かれた人たちが同じような教科書を作ったものでございます。中身は、8 割方が扶桑社の新しい歴史と同じで、2 割ぐらいが違うというふう聞いております。

調査研究委員会では、社会科の教員を含めたいろいろな方々を中心に検討していただいております。それが採択協議会のほうに報告されます。採択協議会でそれが選ばれるかどうかは、今は分からない状況ですけれども、似通った内容の教科書が出てきた状況であろうかと思ひます。

澤田委員長

検定に合格したということは、採択される資格はあることにはなるわけですね、内容的なものは、この場ではちょっと分からないですね。

岡村教育次長

次回の教育委員会には、3 種の教科書が出てまいりますので、その際に教科書等をご覧いただけます。ただ、自由社のものが、採択協議会で 3 種に採択されれば、報告書として上がってきますので、内容を見ることは可能でございます。

澤田委員長

その自由社という出版社としては、教科書を出版するのは初めてなのですか。

岡村教育次長

今まで、社会科ではありませんでした。

澤田委員長

流れに対しては、異議はないと思ひますが、問題は、自由社の内容に関して、著しく他社と違うとか、非常に独断や偏見というようなものがある場合は、検定に合格したとはいひながら、学校教育の

実情に合わないということがあれば、それは率直にご意見をいただいて、選定されないこともあると思いますが、配慮しなければいけない点は、こういうことでしょうか。

学校教育課長

そういった点につきまして、先ほど申し上げました高知地区中学校教科用図書調査研究委員会で自由社の教科書の内容について調べていただくこととなります。報告書ができまして、7月初旬に高知地区教科用図書採択協議会に、その内容が報告されますので、細かな部分につきまして、その報告書に一定の内容が記載されます。

澤田委員長

教科書を使用しはじめて問題が出てくるということも過去にはあったかと思しますので、現場の、特に子どもたちを混乱させないような慎重な配慮をお願いしなければいけないと思います。

ほかに質問等はございませんか。

溝渕委員

新しい指導要領で作るまでの2年間の暫定的な教科書ということになってくるようではすけれども、その時に、新しく検定で合格したものを必ず全国の教育委員会は、検討しなくてはいけないのでしょうか。

岡村教育次長

まず、県の採択委員会で高知県の中で採択していいかどうかが決まります。その中で、高知市はどれを選ぶかということになります。たくさんの出版社がありますので、大体どこの採択地域もそうですが、高知市の子どもたちにとって一番いい教科書を採択することになります。例えば、高知市や高知県の状況がよく載っている教科書だとか、いろいろあるかと思えます。そういうものを採択がされて、教育委員会で最終的に決定していくことになろうかと思えます。

溝渕委員

その前提として、検定に受かった教科書というのは必ず検討の材料に入れなければいけないということですか。

学校教育課長

「入れなければならない」ということではありません。ただ、今回高知県の組織が、まず自由社についての検討を始めています。逆に言えば、県が検討の一つにしているのに、なぜ高知市が排除したのかという理由が見当たりません。

ある出版会社からは教科書さえ送られてこないところがあります。手に入らないから、採択の中に入れないということはありません。今回は、自由社からは送られてきました。また、県のほうでも検討されていることから、この自由社の教科書を入れて一度協議して、委員の皆様にお諮りをして、最終的には教育委員会で、もう一度全体を見渡して採択かどうかの決定していただきたいと考えております。

溝渕委員

2年間の暫定的なものでしたら、今まで使っていたものをそのまま使う。それで、新しい学習要領になって、新しい教科書になったときに全体を全部見るというふうにしてやるのが、一番簡単なように思います。この4年間使ってみて特別に欠点が見つかった教科書は除くとか、採択協議会のほうでは、そういう検討はされないのですか。

学校教育課長

先ほど、溝渕委員さんが言われことですが、大変ひどいという場合は、考える余地があると思えます。今すでに、先生方も系統立てて使われているということであれば、今使われている教科書には大きな欠点はないのではないかと予想します。そこは、やはり学校で使ってみてどうなのかというのは、一定ご意見もお聞きして、最終的には教育委員会で決定されるのが望ましいと考えています。

澤田委員長

歴史的分野というのはいろいろ説を持った先生方がいるので、なかなか一般の者が理解しにくいところもあるけれど、一応検定に合格したとなると、妥当性のあるものだと一般には思いますよね。

しかし、初めて使うということになると、ある程度詳しく吟味したいという思いはありますね。子どもたちは教科書によって、いろんなことを勉強していくわけですので。

ある一つの歴史的な項目について、他社の解釈や価値観と著しく違っている場合は、また原点に戻ってそれを研究しなければいけないですね。でも、検討委員会の方々は、習熟していらっしゃる方々だと思うので、それほど大変な問題が出されるということはないだろうと思いますけれども、決定の段階では時間をかけたいという思いはあると思うのですがいかがでしょうか。

山本委員

歴史的分野というものは、それぞれ会社によって表現が異なるものですか。

学校教育課長

学習指導要領の中に歴史上の人物が何人か挙げられていますが、扱われる人物の詳しさなどで、やはり違った内容が出てきます。全体的には検定を受けていますので、基本的には共通する内容ですけども、やはりその教科書がどこに力を入れているかというのはあります。それが高知市の子どもたちに合ったものであるかどうかは検討していただきたいと思います。仮に、小学校の社会科であれば、高知県の産業が出ていたりすると非常にいいと思います。そういったように、例えば歴史なんかで高知市から出てきた歴史的な人物であるとか、そういったようなことが加味されるのではないかと思います。

溝渕委員

調査研究委員会で検討した結果、こういう理由で採択協議会に報告して、採択協議会が三つの中を選ぶかどうか判断するわけですね。何となく結論が分かっているものを、わざわざそういう段取りする必要があるのか。もう、後の2年間だから、今使っているもので決定的な欠点のない教科書であればそれでいくと決めれば、新たに調査研究なんかしなくてもいいわけですね。それで2年後の新しい指導要領でやるときの教科書としては、全部一応研究して採択するということではいけないのですか。

大体結論が分かっているのに、わざわざその報告書を出さして、採択協議会に出して、そこで却下する必要があるのかなと思うのですけどいかがですか。

西山委員

溝渕先生のおっしゃることに私も賛同します。今使っている教科書が具合が悪いということであれば、改める必要があると思います。けれど、別段問題がないということであれば、そのまま使った方がはるかに合理的であると思います。暫定的な使用という時期にあるにもかかわらず、わざわざ採択の手続きをする必要があるのか。透明性とか公平性を考えてみても、すでに採択されたものを使うということであるので、簡素化できるのではないかという感じはいたします。

学校教育課長

ごもっともなお話ですが、県の審議会で自由社について審議しているのに、悪く言えば高知市のほうでは何も審議しないで見送るとなると、自由社からは、採択のために教科書を送って門前払いを受けたという形になります。そうしたら、門前払いをした理由が自由社からは求められると思います。そうした時に、どの教科書とも比較もされていないことになると、この採択が本当にきちんとした採択の手続きがされているかという情報の開示請求がされたときに、それなりの回答が必要になってまいります。

ですから、私どもとしては、先が見えている部分もありますが、きちっと自由社のことについて研究方針に基づいて報告書を作り、なぜいけなかったか、こっちのほうが優秀だったから採択しなかつ

たということをはっきりさせて採択したほうが良いという判断が事務局にあります。

西山委員

新たに検討してほしいときているわけですからね。それでしたら、そのプロセスを踏まないと、おっしゃるとおり門前払いと同じだろうし、それがぜんぜん上がってこないということであれば、そのまま通せばいいことで、そうじゃなくて、これを検討してほしいとテーブルにあがってくる以上はやっぱりそれなりの手続きが必要ということですね。

澤田委員長

公平さを欠くことになりますね。

他にはありませんか。

それでは、他に意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 37 号「平成 22 年度使用高知地区中学校教科用図書調査研究方針の決定並びに高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 37 号は原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。まず、平成 21 年 6 月市議会補正予算提出予定案件の概要について事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。

お手元に「平成 21 年 6 月定例会提出予定議案一覧」をお配りしています。現在の速報として報告させていただきます。

6 月の市議会定例会に提出を予定している案件は、予算議案が 11 件、予算外議案が 1 件です。順次、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず予算議案 1 ページでございます。

1 番目に、耐震補強推進事業費、小学校ですが、補正額 5,700 万円でございます。この内容は、大地震によって倒壊等の危険性が高いとされる第 2 次耐震診断で Is 値 0.3 未満と判定された校舎 4 棟、屋内運動場 2 棟の計 6 棟の耐震補強設計を国の 21 年度 1 次補正予算、現在国会で審議中で、今月末に採決される見通しと新聞報道されていますが、その国の 1 次補正予算による「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」と「地域活性化・公共投資臨時交付金」の 2 つの臨時交付金を活用し、前倒しして実施するものです。

2 番目に、同じく小学校で、耐震補強整備事業費の補正額 11 億円でございます。この内容は、先ほどの耐震補強設計あるいはその前に 20 年度 3 月補正で補強設計を予算化したものを合わせて校舎 7 棟、屋内運動場 2 棟の計 9 棟の耐震補強工事を同じく臨時交付金を活用して前倒しして実施するものです。これらについては、すべて設計完了後に工事を実施することになる予定です。

3 番目に、中学校の耐震補強推進事業費として補正額 1,700 万円でございます。内容は、Is 値 0.3 未満と判定された校舎 1 棟、屋内運動場 1 棟の計 2 棟の耐震補強設計を、同じく臨時交付金を活用して実施するものです。

4 番目に、同じく中学校耐震補強整備事業費として補正額 4 億 3,000 万円でございます。これは、中学校の校舎 2 棟、屋内運動場 2 棟の計 4 棟の耐震補強工事を、同じく臨時交付金を活用して実施するものです。こちらにつきましても、すべて設計完了後に実施することになる予定です。

以上、小学校と中学校を合わせると、8 棟の耐震補強設計と 13 棟の耐震補強工事で合わせて 16 億 400 万円の補正予算額となる予定です。この補正予算によって、耐震化の取り組み状況がどういふ

うになるかといいますと、3枚目の資料を見ていただきたいと思います。一番下の5のところ、補強設計8棟、補強工事13棟が、今の目安では、22年度末に工事完了の予定です。これが完了しますと、全体棟数221棟の内134棟の耐震性が確保されることとなります。残りの87棟につきましては、2025年度の平成37年度までに耐震化の完了を目指す計画でございます。耐震化の補正予算については、以上です。

1ページに戻っていただきまして、5番目の校務用コンピュータ整備事業費で補正額7,940万円でございます。この内容については、同じく国の21年度1次補正予算によります臨時交付金を活用して、校務用のコンピュータ590台を購入し、教員1人1台、これは教員定数分1,474名分を完了させるということで、整備を図っていくものです。

次に6番目に、教育先進校創出事業費として補正額499万2,000円でございます。内容は、高知県が新設した「高知県教育先進校創出事業交付金」を活用し、学校が主体的に自校の課題や目標を学校改善プランや学校評価に明確に位置付け、学校全体で高知県を先導するような主体的、実践的な取り組みを行おうとするものです。

7番目に、子どもの体力向上支援事業費として補正額69万5,000円でございます。これは、県が実施する「全国体力・運動能力・運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上支援事業」の委託を受け、同一中学校区の小中学校、保育園、体育会等で構成する体力向上地域協議会において、子どもの体力、運動能力、生活習慣について現状や課題を協議するとともに、地域ぐるみで基本的な運動習慣の確立と体力の向上に取り組むものでございます。

次に8番目に、学校図書館支援員配置事業費として補正額442万1,000円でございます。内容は、「高知県緊急雇用創出臨時基金事業」を活用して、学校図書館に支援員5名を配置して、蔵書の整理等を行い、児童生徒の図書活動の活性化を図るものでございます。

続いて9番目、児童生徒支援員配置事業費として補正額594万1,000円でございます。内容は、同じく県の基金事業を活用して、支援員5名を追加配置し、児童生徒の学力を伸ばす加力指導とかADHD等、学校生活への適応困難な児童生徒の支援を行うものでございます。

次に10番目、若者自立支援事業費として補正額121万4,000円でございます。内容は、同じく県の臨時基金事業を活用して、支援員1名を配置し、中学校卒業後の進路未定者のうち、引きこもり傾向にある子どもの自立に向け、「こうち若者サポートステーション」等関連機関と連携し、支援を行うものでございます。

次に11番目、放課後児童クラブ施設整備事業費として補正額4,300万円でございます。内容は、鴨田小学校の放課後児童クラブの入会希望児童数が増加しておりまして、来年度は空き教室がなく、待機児童が見込まれること、また、現在運営している3クラブのうち、2施設が老朽化や他事業との兼用施設で不便をきたしていますことから、第1クラブを2階建ての施設に建て替えるものでございます。

予算議案については、以上でございます。

次に予算外議案ですが、高知市立学校給食センター条例の一部を改正する条例議案でございます。内容は、学校給食法の改正による条項ずれに伴いまして、条例に引用しています条項を改正するものでございます。条項ずれの内容は、学校給食法第5条の2が第6条に変更されたことに伴うものです。

以上が6月市議会定例会に提出予定の案件です。説明は以上です。

澤田委員長

それでは、この件に関して質疑等はございませんか。

西山委員

質問ですが、7番目の子どもの体力向上支援事業費が69万5,000円となっていますけれども、これはかなり注目されているテーマですが、総額がいくらになるのか教えていただけますか。

学校教育課長

総額自体が69万5,000円です。全額補助をいただくことになっています。内訳としては、講師謝金でございます。これは、横浜中学校区にあります横浜中学校、横浜小学校、横浜新町小学校を指定して、地域の体育会とかそういった皆様方のご協力、また学識経験者として高知大学の先生方に委員に入っていただいて、協議会を設立するものです。

また、この3校に体育用具等を購入していただくため、備品や消耗品の購入費など全部で69万5,000円ということです。

澤田委員長

他にございませんか。

それでは、次に「平成21年度教育委員会事務の点検・評価について」事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。お手元に配っております「平成21年度教育委員会事務の点検・評価について」という2枚ものの資料をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って、昨年初めて教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検・評価を行って、議会に提出して、公表しました。

20年度の取り組みとしては、点検・評価の初年度であるということ、9月議会において19年度の決算認定議案の資料として主要施策成果報告書を提出して、説明も済んでいることから、教育施策のなかから重点課題2項目としてソフト面での学力向上の取り組み、ハード面での学校施設の耐震化の取り組みに絞込んで、点検・評価を行うこととしました。

なお、計画・実施・評価、見直しの業務サイクルの中で、改善点を翌年度の施策に反映させるため、点検・評価は当年度の事務の管理・執行状況の点検・評価を当年度に行い、その結果に関する報告書を議会に提出して、経済文教委員会で説明することとしまして、20年度につきましては3月議会で報告いたしました。

2番目に、21年度の取り組みとしましての変更点ですが、まず1つ目は、点検・評価の項目につきましては、社会教育分野を追加することとして、内容についても市民の方に分かりやすく、こちらの取り組みの内容が伝わりやすい内容に絞り込むこととして、3項目増やしまして、そこに書いてあります5項目といたしたいと考えています。

1番目は、これは継続になりますが学校施設の耐震化でございます。2番目は、これも継続ですが学力向上対策でございます。3番目は、新たに学校給食における地域食材活用の推進、4番目は、工石山青少年の家の利活用の促進、5番目は、自由民権記念館出前講座等の実施の以上の三つを新たに追加し、点検・評価を行いたいと考えています。

次に、議会への提出時期につきましては、先ほど説明しましたように、次年度への取り組みに活かしていくということを踏まえて、12月議会に提出したいと考えています。2ページ目は、12月議会に提出することを目標に、逆算して組んでいったスケジュールでございます。この5月末から、関係する課で1次評価を実施していくことになり、9月末くらいに事務局で1次評価をまとめて、10月に外部の委員さんに意見をいただく予定としております。そして、11月初めに事務局の評価報告書案を教育委員の皆様にお示ししてご審議をいただき、12月の初めには、議会に提出していきたいと考えています。

説明は以上です。

澤田委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

西山委員

平成21年度に追加した学校給食における地域食材活用の推進というところですが、どういう形で評価すれば良いのでしょうか。特に、地域食材の活用の成果をどういうふうに表示しようとお考えでしょ

うか。例えば、使われている材料が全部県外産であったものが、3つを県内産の地元のもので調達するといったような目標になるのでしょうか。

学事課長

学事課長の佐々木です。

まだ、詳細は決めておりませんが、例年3回くらい6月、9月、2月ごろに、県のほうが全部の食材について、県内産かどうかという調査を1週間くらいかけて行っておりまして、その数字を使ってやっていくことになろうと考えます。

現在のところ平均して52.3パーセントです。現在の岡崎市長の任期が終わるころに60パーセントと公約していますし、この3月に策定された食育推進計画では現在52.5パーセントで、さらに10パーセント上乗せして62.5パーセントという目標値を示しています。これは平成25年度の目標になりますので、その途中の数字を入れていきたいと考えます。具体的には検討してませんが、そのような数値を検討するようになると考えます。

さらには、市内の対比もありまして、周辺部なんかにつきましては、例えば、鏡、土佐山地区の学校給食センターは、現当地元食材を利用するため、統一献立でやっているものの一括購入からは外して、鏡と土佐山のものを中心に使用しています。ですから、その様なことも検証の一つの観点になるかと考えています。

澤田委員長

ほかにございませんか。

山本委員

4番の工石山青少年センターの利用促進ですが、具体的な目標や数字なんかがあるのですか。

岡村教育次長

具体的に、どこまで持っていかは決めておりませんが、高知市の財産となって新しくリニューアルしましたので、現在、高知市になる前と昨年の状況は出てきています。かなり利用は伸びております。

高知市の学校にも、順次、呼びかけをしておりますが、どうしても学校の行事というのは重なります。例えば、年度当初、集団宿泊訓練などがありますが、100人以下の学年でしたらぜひ利用していただきたいと思っておりますが、その時期に集中してくるわけですので、その辺りをどうしていくか。

それから、夏休みの部活動関係などを、振り分けることができないかを検討してまいります。学年で100人以下の学校はたくさんあるので、その辺を活用していくためには、工石山青少年の家として、いわゆる小学生の活動できる内容を提供していきたい。室戸青少年の家でしたら海があります。土佐山の場合は、恵まれた自然、山があります。そこら辺りで事業内容を広げていくことも大事であろうかと思っています。その辺りを含めながら、特に高知市の子どもたちについては広げていきたい。また、高等学校のほうなんかにも、部活動なんかでは広めていきたいという計画は持っております。

施設には指導主事もおりますので、その辺りを頑張ってやっていきたいと考えています。

澤田委員長

よろしいですか。

それでは、最後に新型インフルエンザの対応について、事務局からお願いします。

学事課長

学事課長の佐々木です。

お手元に3枚の資料をお配りしています。1枚目に「新型インフルエンザの対応について」、2枚目に「高知市立学校修学旅行日程一覧表」、3枚目に「新型インフルエンザに関する対応及び児童生徒の状況について」の表でございます。

1枚目をご覧ください。まず2の経過をご覧ください。新型インフルエンザが確認された経過です

が、4月25日にメキシコにおいて豚インフルエンザが発生したことから、WHOが緊急事態声明を出しました。そして、4月27日には、新型インフルエンザということで、メキシコで人から人への感染が現実的に起こりましたので、警戒水準がフェーズ3から4に引き上げられました。それらを受けまして、市教委の対応としては、30日に臨時校長会を開き、現在の感染状況と高知市の対応の流れ等を確認した次第でございます。

そして、5月1日には、保護者向けに家庭での予防と体調管理として、具体的には、正しい手洗いとかうがいの励行、マスクの着用といった要請と、海外旅行の注意といった内容の文書「新型インフルエンザの対応について」を家庭に配布しました。

8日に成田空港の検疫でカナダから帰国した高校3年生1人と引率教員1名が日本人として初めて感染が確認されました。11日は、定例の校長会がありましたので、現在の状況や対応について再確認するとともに、予防対策を示したところです。15日には、今度は神戸市で高校生の感染が確認され、これが国内初、人から人への感染となったわけです。

そのような状況を受けて、16日に市教委のほうから、修学旅行を関西圏に予定している11校について対応を協議しました。11校には、沖縄に行く介良中学校も含め、日程の延期が6校、行き先又は活動内容の変更が4校、そして変更なし1校という対応といたしたところでございます。

既に出発しておりました第四小学校は、16日に神戸での活動を中止して15時頃と少し早目に帰高しております。そして、大津小学校と秦小学校は、実施をして18日と22日にそれぞれ帰高いたしました。

そして18日以降出発する旭小、九重小、泉野小、横内小、鏡小、朝倉中の各校については、それぞれ新型インフルエンザの国内感染が確認されたこともありましたが、延期を決定しております。

介良小学校については、出発が6月3日とまだ先のことですけれども、現在のところ活動内容を変更して出発する予定です。介良中学校は、旅行先が関西圏ではございませんので、28日に予定どおり沖縄に出発する予定です。学校のほうはこのような対応をしています。

そして18日、修学旅行終了校の児童生徒の健康状態調査を実施しております。新型インフルエンザの潜伏期間が1日から7日と言われておりますので、帰ってきた子どもたちのフォローということで実施したものです。

また、19日に文書で学校長に対して予防の徹底を通知し、併せて保護者向けの予防の徹底等の内容の文書案を提示させていただきました。

そのような中で、国内での感染が広まっております。右欄にありますように、20日に八王子市、川崎市、滋賀県で感染者が確認されています。

21日から、感染者の拡大を何とか防ごうということで、動向を観察するというサーベランスを開始しました。インフルエンザ様症状が原因の欠席・出席罹患者数の報告を受け、集計の上、高知市保健所に報告いたしました。これは今週一杯の29日まで実施の予定でございます。

その結果が、3枚目になりますのでご覧ください。発熱による欠席等がありますが、すべて新型ではありませんでした。22日の春野東小学校での発熱について、発熱相談センターに相談がされていますが、新型インフルエンザではありませんでした。この結果、すべて通常のインフルエンザということになります。現在のところ新型インフルエンザに罹ったということは、全くない状況でございます。

そして、国のほうでも22日の欄にありますけれども、今まで、高病原性鳥インフルエンザから発生する新型インフルエンザを想定した対応を前提にしていたのですが、今回の場合には弱毒性でもあり、地域に応じた柔軟な対応への方針を変更することになってきています。

また、感染者が、現在のところ300名を超えているので、一人一人の確認をしておいてはその対応ができないということで、当初よりは緩やかな対応になってきています。感染のほうも下火になって一定、抑えられたように思っております。

以上です。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

溝渕委員

表に「キャンセル料は不要」と書いていますが、国がキャンセル料を負担することになったら、旅行業者は請求してくるようになるのではないですか。

学校教育課長

実は、旭小学校ではキャンセル料がかかるようになっております。5月18日から20日まで行く予定でしたが、大阪・神戸での患者の発生を受け、前日の17日に延期を決定しました。そのため、ホテルでは既に食材を購入していたということもあり、食材分だけでも出していただけないかということで業者を通じて話がありました。前日のことなので仕方がないだろうと、学校長は判断しております。

そうした中で、教育委員会としては、この朝日新聞に載っているようにキャンセル料を国が負担するというので、修学旅行中止の場合に限って、財政課の方に旭小学校分の800円掛ける人数分の予算確保をお願いしております。財政課は、この国からの通知も知っておりまして、今後財政担当の方で国と話し合っていただくということになっています。

まだ結論は出ていませんが、私どもは、この内容に沿って予算を確保したいと考えております。

澤田委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしました。

これで教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時05分